

小鹿野町手話施策推進方針を策定しました

手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が思いやりと助け合いの心を持って、手話と共に安心して暮らせる地域社会を作るため、小鹿野町手話言語条例に基づき、小鹿野町手話施策推進方針を策定しました。概要は次のとおりです。



はじめての手話講座inこうみんカフェ(小鹿野文化センター)

1 町民が手話を学ぶ機会を確保するための施策

- 町民及び児童・生徒・学生・教職員が手話を学ぶ機会の提供に努めます。

区分	事業名
既存施策	手話奉仕員養成講座
	手話講座
	小鹿野町健康ふれあいフェスティバルにおける手話体験コーナー(小鹿野手話サークルえがおの会)



小鹿野町健康ふれあいフェスティバルにて

2 町民が手話を使用する機会を拡充するための施策

- 町職員の手話の理解と普及に努めます。
- ろう者への理解や手話の普及のため、小鹿野町手話言語条例の周知に努めます。

区分	事業名
既存施策	町広報紙で簡単な手話単語を連載(平成30年10月号から掲載開始)
検討施策	手話関係団体が運営する手話学習の動画ホームページに容易にアクセスできるよう町広報紙に2次元バーコードを掲載

- 手話を必要とする旅行者等が快適に滞在できるよう努めます。
- 災害時等のろう者に対する情報発信及び緊急時の意思疎通支援に必要な体制の整備に努めます。

区分	事業名
既存施策	ちちぶ安心・安全メール登録の推進
	秩父消防本部メール119登録の推進
検討施策	ヘルプマーク等障害に関するマークの普及
	ヘルプカードの作成・配付



ヘルプマーク

3 町民が意思疎通の手段として手話を容易に選択し、使用することができる環境の整備のための施策

- 医療機関や職場において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めます。
- 町議会及び町主催の行事における手話通訳の実施に努めます。

区分	事業名
既存施策	町議会における手話通訳
	各種行事やイベントにおける手話通訳

4 手話通訳者その他の手話による意思疎通支援者の配置拡充及び処遇改善のための施策

- 学校で手話を必要とする児童・生徒等の支援に努めます。
- 手話、要約筆記等を活用し、聴覚障害のある人の特性に応じた円滑な意思疎通支援が行える施策を推進します。
- 手話通訳者の養成を推進します。

区分	事業名
既存施策	意思疎通支援事業
	手話通訳者養成講座準備課程

5 手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を推進するために町長が必要と認める施策

- 手話施策の推進に当たり必要に応じて当事者団体、手話関係団体関係機関等から意見を求める会議を開催します。
- 地方自治体等が構成する、手話に関する連絡会等への加入について検討します。
- この方針は、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直します。
- 施策により中長期的な研究及び検討を要する場合があります。

簡単な手話を覚えましょう【第8回】

このほか詳細については、町ホームページの「障害福祉ページ」をご覧ください。保健福祉センター・福祉課へお問い合わせください。

問合せ ● 保健福祉センター・福祉課 ☎75-4109 FAX75-4710

芝桜



甲を前にし、指を広げて立てた両手を交互に小さく上下して左右に離す【芝】



両手掌をたたき合わせながら回転する【桜】